

総 発 第 238 号

2007年 12月 17日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

企業会計基準公開草案第 22 号「持分法に関する会計基準（案）」及び実務対応公開草案第 26 号「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」の公表に係るコメントについて

記

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

11月14日に貴委員会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討いたしました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

企業会計基準公開草案第 22 号「持分法に関する会計基準（案）」

1.第 8～10 項 被投資会社の財務諸表

子会社とは違い、持分法適用関連会社については、個別財務諸表段階での会計処理の統一が難しい場合が相当多いと思われる。したがって、持分法適用関連会社については、個別財務諸表段階での会計処理の統一を必ずしも要求せず、連結決算手続き上で会計処理の統一に必要な修正を行うことで十分であることとし、且つ、その旨を明記するよう検討願いたい。

2.第 15 項 関連会社に該当しなくなった場合の会計処理

「個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する」のは日本の会計基準特有の処理だと思われる。現状では、米国基準(持分法の簿価を凍結)と国際会計基準(持分法から外れた日のFair Valueで再評価する方向)でも異なる処理になると認識しているが、今後国際的な会計基準間のコンバージェンスがなされるのであれば、そのときには当該項目もそれに合わせる形で見直すべきだと考える。

3.結論の背景の記載について

「本会計基準は、第20項で述べたとおり、持分法に関する会計処理等に係る取扱いを連結原則とは別の会計基準とするために整備されたものであり、連結原則に定められていた持分法に関する会計処理及び開示の定めを、原則としてそのまま踏襲している。したが

って、本会計基準の適用により、原則として新たな会計処理又は表示方法の採用が強制されることはないが、第9項の定めにより、被投資会社の会計処理の原則及び手続きを投資会社と統一するために変更する場合は、連結財務諸表上、会計基準の変更に伴う会計方針の変更にあたることに留意が必要である。」（「持分法に関する会計基準(案)」(第26項)）とありますが、現状において会計方針として記載していない持分法に関する会計基準について「会計方針の変更」として記載することに違和感があることから、「会計方針の変更」として記載する背景の追加記載及び具体的な記載例を明示願いたい。

4.持分法の会計処理（重要性の原則の適用）について

- ①関連会社の会計処理の原則及び手続きの統一にあたっては、重要性の原則が適用される（持分法会計基準第25項）。この場合の重要性については、連結財務諸表上の諸数値に基づいて判断されることとなり、また、一般的には、当期純利益が考えられている。このため、関連会社の純利益に持分比率を乗じたものに重要性が乏しい場合、統一を行わないことができると考えられる。」（「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」とありますが、当期純利益における重要性の判断において、指針となりうる基準（たとえば数値基準）について、実務上の混乱を避けるためにももう少し詳しく説明願いたい。
- ②現行の「連結原則注解 17 持分法について（第四の八の 1）」における「ただし、重要性が乏しいものについては、これらの処理を行わないことができる。」といった規定が削除されているが、これは新基準案における「持分法における会計処理（重要性の原則の適用）」に包含されたとの認識でよいのかご教示頂きたい。
- ③第25条「持分法の適用に際しては、重要性の原則が適用されることとなる。したがって、持分法のための被投資会社の財務諸表の修正、投資会社との会計処理の原則及び手続きの統一、のれん又は負ののれんの処理、未実現損益の消去等に関して、重要性が乏しいものについては、これらの修正又は処理を行わないことができる」の規定が、〈結論の背景〉の章の中で記述されているが、「重要性の原則の適用」というルールであることから〈会計基準〉の章に記載するのが適当と考える。

実務対応公開草案第 26 号「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」

「当面の取扱い」に関する事項

適用する会計処理について「統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められる時」は「統一しないことに合理的な理由がある場合」にあたるとされておりますが、「目的」部分でも触れられているように「投資会社が筆頭株主でない場合」等のその具体

的な該当例を示すことを御願いたい。また、持分法適用会社から「統一のために必要な情報」をタイムリー且つ正確に入手できないことも想定されることから、柔軟な対応をとれる基準となるように配慮願いたい。

設例2に関する事項

設例2において、「連結修正」の解説で前提にない「C社」が突然現れるので理解しにくい解説となっていることから前提の精査を御願いたい。

また、設例にある単位が円の単位を全て「千円」単位となっているが、1ユーロ=100円で行っているため、単位は全て「円」が正解である。ユーロを千ユーロ単位とするか、円の単位表示を修正するかのどちらかの対応を御願いたい。

見直し時期に関する事項

本公開草案の概要の「その他」において、本実務対応報告案の見直し時期についてのコメントを募集しておりますが、「当面の取扱い」の改廃に関しては、特に時期に拘ることなく、国際的な会計基準のコンバージェンスに歩調を合わせながら、2年という期間にこだわることなく柔軟に改廃を考えるべきだと考える。

他の会計基準との整合性について

本基準適用された場合、最近の「純資産会計基準」の適用や連結株主資本等変動計算書の導入など新会計基準の制定や既存の会計基準の改廃を踏まえると、「連結財務諸表原則」及び「同注解」についてはその他の基準等が優先したり、齟齬を生じる箇所が相当多くなることから、早期に改正することを検討願いたい。

以 上